

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号

ロジザード株式会社

代表取締役社長 金 澤 茂 則

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため東京都から感染予防対策が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討した結果、本総会は、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催することと致しました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染の影響を鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

書面による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年9月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月24日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号T-CATホール1階
3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第20期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第20期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
議 案 取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logizard.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費税の増税に伴う個人消費の落ち込みなどにより、景気後退感が強まりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限により、飲食業や観光業などサービス業を中心に大きなダメージを受けております。現在も世界的な感染拡大の終息の見通しがたたないことから、先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社サービスの主たる顧客にあたる流通業界においては、店舗の営業自粛の影響を受けつつも、巣ごもり消費によりBtoC事業に需要が増加。これに伴う物流負荷の増大で、物流を担う人手不足の状況がより深刻な課題となっております。

このような状況の中で、当連結会計年度は、AGV連携、EC代金のコンビニエンスストア支払いシステムとの連携など省力化・自動化に寄与する機能の追加、消費税軽減税率対応の機能強化をロジザードZEROに対して行いました。また、ロジザードZERO-STOREのバージョンアップも実施しました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は1,536,591千円（前年同期比5.6%増）、営業利益250,101千円（前年同期比5.0%増）、経常利益249,925千円（前年同期比6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益170,982千円（前年同期比7.4%増）となりました。

なお、当社グループは、在庫管理システムの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりませんが、サービス別の業績は、以下のとおりであります。

(クラウドサービス)

当サービスにおいては、新規取引先の増加などにより順調に推移し、当連結会計年度における売上高は1,152,175千円（前年同期比13.2%増）となりました。

(開発・導入サービス)

当サービスにおいては、将来的なクラウドサービスの収益獲得につながる既存製品の機能追加にリソースを振向ける方針としたことにより、当連結会計年度における売上高は260,821千円（前年同期比24.4%減）となりました。

(機器販売サービス)

当サービスにおいて、サプライ品及びラベルプリンターなどの販売は堅調に推移し、当連結会計年度における売上高は123,594千円（前年同期比35.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は90,488千円であり、その中で主なものは、ロジザードZEROの基本機能及びバージョンアップ機能追加79,726千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

以下に掲げる課題は、いずれもIT技術によって相当部分の解決が可能と考えております。当社グループは、これらに応えるサービスの提供を行うと同時に、当社サービスの効率的な周知と営業展開を行って、成長への施策を進めてまいります。

① 物流作業や製品操作の省力化・自動化の実現

労働人口の減少を背景に、これまで人手に頼っていた在庫品のハンドリング（※１）を機器に代替させる省力化・自動化への取り組みが増加しております。

当社グループは、読み取り機器で複数の商品情報処理の一括化を可能とするRFID（※２）や画像認識等の新しい認識技術を製品に導入するほか、マテハン等物流機器や、上位基幹システム・周辺システムとの標準データ連携を積極的に推進して、省力化・自動化を目指す企業から選ばれるサービスの提供を目指します。

② 新常態への対応

コロナ禍とそれに続く移動自粛要請への対応として、当社グループでは製品の納品へのWebツールの活用及び在宅勤務体制への移行など、オンラインで事業継続できる取り組みを進めてまいりました。また従来は大規模セミナーでECシフトに取り組まれる企業への製品紹介・情報発信や、説明会・個別ミーティングなどで行ってまいりました企業情報の発信にも、Webツールを利用した新たな取り組みを開始いたしました。コロナ禍の第2波、或いは新たなパンデミック発生などでも事業継続できるよう、引き続きリモート対応を進めてまいります。

③ 適用可能業種と利用可能地域の拡大

これまでの主要顧客である流通業・Eコマース顧客向けの機能強化を進めつつ、アジアなどでニーズの高い製造業向けの機能開発を行い、広域サプライチェーンマネジメント（※３）の在庫管理ができる機能の開発を行ってまいります。また同時に、海外の現地企業も使用できるように、機能のローカライズを行い、サービス利用地域の拡大を図ってまいります。

④ 出荷データの活用による輸配送の効率化

物流業界における「ラストワンマイル（※４）問題」は、宅配の再配達の原因により、深刻な労働負荷をもたらしております。また、トラックの貨物積載率を向上させ、ドライバー単位あたりの輸送量を増加させるといった課題については、大手企業が「共同配送」の取り組みを始めたものの根本解決にはいたっておりません。これらの課題を解決するためには、複数企業の仕向け先単位（※５）の貨物情報を元に、効率良い混載（※６）を可能とすることがポイントとなります。そして、在庫管理システムはその仕向け先単位の貨物情報の最初の起点と位置付けられます。当社グループは、IoT（※７）などの新技術の活用を視野に入れつつ、効率的な配送計画を実現したい企業に向けて、配送システムへ連携活用できるデータの提供を行ってまいります。

⑤ 在庫データの活用によるO2O（※８）の実現

Eコマースの発展に伴い、「必要数がいつ、どこで手に入るのか」といった付加価値を伴った在庫情報が、商品の購入決定に際して重要となると考え、当社

グループは、在庫管理システムで培った場所別在庫管理のノウハウと、クラウドサービスならではのリアルタイムな在庫更新ができる特徴を活かし、倉庫に加え店舗等の在庫引当と出荷機能の提供のほか、効果的な在庫配置のための提案機能を含んだ在庫情報を新しい活用分野としてサービスの提供を目指します。

⑥ 将来の業界を担う若年層の育成

様々な方法によって効率化や利便性を実現しても、業界人材の自然減を補うのみで、若年層の参入が無くては、これからも継続的に求められるサプライチェーンマネジメントの高度化への対応は、心もとないと考えております。当社グループは、ITを活用するノウハウと教育サービスの提供、法令や環境対応など業界知識を向上させるセミナーの継続的な開催など、業界人材の育成サービスを行うほか、若者が親しみやすい業界向けメディアの発行を継続して行い、就業者の増加に資する活動を行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化について

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるために、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や会計監査人との連携を図ることにより、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、効率化された組織体制の構築に向けて、更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

※1：ハンドリングとは、物をつかんで移動させる行為のことです。

※2：RFIDとは、「Radio Frequency Identifier」の略称。電波を用いて内蔵したメモリのタグのデータを非接触で読み書きするシステムです。バーコードでの運用では、レーザーなどでタグを1枚1枚スキャンするのに対し、RFIDの運用では、電波で複数のタグを同時にスキャンすることができます。電波が届く範囲であれば、タグが遠くにあっても読み取りが可能です。

※3：サプライチェーンマネジメントとは、供給業者から最終消費者までの業界の流れを統合的に見直し、プロセス全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法のことです。具体的には、小売店でのPOS入力や、営業担当者の報告などの販売・受注実績から需要予測をして、発注、生産、出荷・物流、販売などの計画を最適化することです。

※4：ラストワンマイルとは、商品が最寄りの配送センターから顧客への配達地点まで移動する道のりのこと、つまり荷物受け渡しまでの最後の区間を指します。

※5：仕向け先単位とは、貨物を配達する方面や場所などの単位のことです。例えば、東京から大阪へ貨物を配達する場合は、大阪を仕向け先と表現し、輸送は貨物を仕向ける行為とその単位によって車両が手配されます。

※6：混載とは、特定の同じ地域や、同じ方面へ複数の荷主のもつ多くの貨物をひとつの輸送車両等に積み合わせて輸送することです。

※7：IoTとは、「Internet of Things」の略称。センサーによって取得したモノの情報を、インターネットを通じてクラウドサーバーに蓄積し、蓄積された情報の分析結果を、人やモノへフィードバックすることで相互に制御を実現する仕組みのことです。

※8：O2Oとは、Online to Offlineの略称で、ネット上（オンライン）から、実地（オフライン）での消費行動を促す施策のことや、それとは逆に実地（オフライン）での情報接触行動をもってオンラインの消費行動に影響を与えるような販売方法のことです。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2017年6月期	第18期 2018年6月期	第19期 2019年6月期	第20期 (当連結会計 年度) 2020年6月期
売上高(千円)	1,073,681	1,347,365	1,454,028	1,536,591
経常利益(千円)	87,875	140,688	233,775	249,925
親会社株主に 帰属する(千円) 当期純利益	56,713	96,426	159,185	170,982
1株当たり 当期純利益(円)	21.91	37.01	50.16	52.57
総資産(千円)	546,137	701,872	1,280,180	1,463,179
純資産(千円)	339,690	450,312	1,042,809	1,230,703
1株当たり 純資産額(円)	131.28	169.19	327.31	377.75

- (注) 1. 2018年4月16日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第19期の期首から適用しており、第18期に係る総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2017年 6 月期	第18期 2018年 6 月期	第19期 2019年 6 月期	第20期 (当事業年度) 2020年 6 月期
売 上 高 (千円)	1, 069, 188	1, 335, 462	1, 431, 374	1, 523, 049
経 常 利 益 (千円)	97, 744	147, 689	234, 624	254, 131
当 期 純 利 益 (千円)	66, 582	103, 427	144, 058	175, 188
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	25. 73	39. 69	45. 39	53. 87
総 資 産 (千円)	558, 304	720, 843	1, 283, 494	1, 470, 867
純 資 産 (千円)	353, 369	471, 597	1, 049, 872	1, 242, 341
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	136. 56	177. 19	329. 53	381. 32

(注) 1. 2018年4月16日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第19期の期首から適用しており、第18期に係る総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
龍騎士供応鏈科技(上海)有限公司	2, 200千元	100. 0%	中国における当社製品販売拡大及び当社の顧客の中国におけるコンサルティング

(7) 主要な事業内容

① クラウドサービス

イ. 倉庫在庫管理システム（「ロジザード ZERO」「ロジザード PLUS」）

倉庫在庫管理システムは、倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握するとともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのシステムです。

ロ. 店舗在庫管理システム「ロジザードZERO-STORE」

「ロジザードZERO-STORE」は、店舗における在庫管理に主眼を置き、複数の店舗に点在する在庫や売上データを本部にて一元管理することができるシステムです。

ハ. 020支援システム「ロジザード OCE」

「ロジザード OCE」は、当社の「ロジザードZERO」や「ロジザードZERO-STORE」を連動させることで共有された在庫情報を活用し、商品を欲しいお客様にお届けするための最適な答えを導き出すための在庫マッチングエンジンです。なお、当連結会計年度において、「ロジザードOCE」の販売実績はありません。

② 開発・導入サービス

クラウドサービスの顧客に対して、ニーズに合わせた画面、帳票、インターフェイスなどのカスタマイズ開発及びクラウドサービスの利用開始時における各種設定作業のお客様へのサポートを提供しております。

③ 機器販売サービス

クラウドサービスに付随し、倉庫などで利用されるプリンターやアクセスポイント等の機器及びプリンターラベル等のサプライ品を販売しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京	都中央区日本橋	人形町三丁目3番6号
秋	田 開 発 セ ン タ ー	秋田	県秋田市山王	三丁目1番48号
横	手 開 発 セ ン タ ー	秋田	県横手市平和	町1番15号
大	阪 営 業 所	大阪	府大阪市中央区北久宝	町四丁目2番12号

② 子会社

名	称	所	在	地
龍騎士	供 応 鏈 科 技 (上 海) 有 限 公 司	上海	市普陀区中山北	路1777号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
81名	4名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	4名増	39.8歳	6年

(10) 主要な借入先

借	入	先	借	入	金	残	高
株	式	会	社	三	井	住	友
銀	行						4,130千円

2. 会社の株式に関する事項（2020年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,258,000株

(3) 株主数 1,606名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フューチャー株式会社	894,500株	27.45%
金澤 茂則	359,500株	11.03%
創歩人ホールディングス株式会社	215,000株	6.59%
MSIP CLIENT SECURITIES	186,900株	5.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	170,100株	5.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	111,700株	3.42%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	77,500株	2.37%
遠藤 えみ子	70,000株	2.14%
遠藤 寛志	70,000株	2.14%
遠藤 史織	70,000株	2.14%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式34株を除いて算出しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式は、2020年7月27日付で商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 澤 茂 則	龍騎士供應鏈科技（上海）有限公司 執行董事
取 締 役 会 長	遠 藤 八 郎	龍騎士供應鏈科技（上海）有限公司 監事 創歩人ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	三 浦 英 彦	管理部長
取 締 役	緒 方 美 樹	みしま税理士法人 代表社員 株式会社松岡経営コンサルティング 取締役
取 締 役	渡 辺 彰 敏	渡辺総合法律事務所 代表 東京都弁護士国民健康保険組合 専務理事
常 勤 監 査 役	滝 澤 玲	
監 査 役	原 田 宏 紀	
監 査 役	中 嶋 清 昭	バルミューダ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 緒方美樹及び渡辺彰敏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 滝澤玲、監査役 原田宏紀及び中嶋清昭の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 滝澤玲及び監査役 原田宏紀の両氏は、長年、事業会社において経理部門を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 中嶋清昭は、金融ビジネスにおける豊富な知見を有しております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、3名であり、営業部長 亀田尚克、企画営業部長 柿野充洋、システム統括部長 橋本修司で構成されております。
6. 取締役 渡辺彰敏及び常勤監査役 滝澤玲、監査役 原田宏紀及び中嶋清昭の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	46,680千円 (4,680千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,492千円 (12,492千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第5期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年9月30日開催の第16期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 緒方美樹氏は、みしま税理士法人の代表社員及び株式会社松岡経営コンサルティングの取締役を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・取締役 渡辺彰敏氏は、渡辺総合法律事務所の代表及び東京都弁護士国民健康保険組合の専務理事を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・監査役 中嶋清昭氏は、バルミューダ株式会社の監査役を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	緒 方 美 樹	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、税理士としての財務・経理・税務等における豊富な経験と企業経営面全般に対する知見を活かし、議案審議等に必要な発言を行っております。
取 締 役	渡 辺 彰 敏	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として法律専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を行っております。
監 査 役	滝 澤 玲	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に出席し、必要に応じて発言を行っております。 監査役会15回の全てに出席し、監査状況について報告しております。
監 査 役	原 田 宏 紀	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。 監査役会15回の全てに出席し、監査状況について報告しております。
監 査 役	中 嶋 清 昭	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。 監査役会15回の全てに出席、監査状況について報告しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

b コンプライアンス

- (a) 当社は、当社及び子会社が遵守すべき経営理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジザード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社は定期的に内部監査を実施し、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。
- (d) 当社は、社外取締役及び社外監査役を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役・使用人（退職後1年以内の者を含む）が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

c 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
- (b) 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ一体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
- (c) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、法令・定款及び経営判断原則などに従い決議を行う。また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社及び子会社における経営の健全性及び効率性の向上を推進する。

そのため、取締役及び使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

- (b) 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

また、子会社の適正な業務遂行を確認する為に、定期的に当社内部監査部門による監査を実施する。

へ．監査役監査の実効性を確保するための体制

a．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から請求があった場合は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
- (b) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事考課は監査役会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役会の同意を必要とする。

b．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
- (b) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役（会）に報告する。
- (c) 監査役は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (d) 監査役に報告を行った事を理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- (e) 監査役と取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。

監査役は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携をはかる。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携をはかることができる。

(f) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

ト．反社会勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主要な運用状況は以下のとおりです。

イ．取締役会

当社の取締役会は13回開催され、取締役による職務執行の報告及び法令等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議などを定期的に開催しました。

ロ．監査役会

当社の監査役会は15回開催され、株主総会、取締役会及び経営会議への出席や、取締役・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、営業所の往査などのモニタリングを行っております。また、定期的に代表取締役社長、内部監査・内部統制担当取締役、子会社監査役、社外取締役との意見交換の場を設けることなどで、監査の実効性の向上を図っております。

ハ．内部監査

内部監査では、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立てるなどの監査を実施し、定期的に代表取締役、取締役会、監査役及び各部署の責任者へ報告し、改善推進を図っております。

ニ．コンプライアンス体制

コンプライアンス体制につきましては、コンプライアンス方針を定めた「ロジザード行動規範」を当社グループの全従業員に周知し、法令・定款及び社内規程を遵守させるための取組を継続的に行っております。また、取締役及び従業員に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上にも取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,196,741	流 動 負 債	232,475
現金及び預金	988,943	買 掛 金	24,960
売 掛 金	147,453	一年以内返済予定長期借入金	4,130
商 品	3,994	未 払 金	59,943
仕 掛 品	28,801	未 払 法 人 税 等	58,509
そ の 他	28,235	賞 与 引 当 金	655
貸 倒 引 当 金	△687	そ の 他	84,276
固 定 資 産	266,437		
有形固定資産	20,904		
建 物	12,032	負 債 合 計	232,475
工具、器具及び備品	8,872	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	210,214	株 主 資 本	1,232,845
ソ フ ト ウ エ ア	200,537	資 本 金	299,444
ソフトウェア仮勘定	9,635	資 本 剰 余 金	291,946
そ の 他	41	利 益 剰 余 金	641,523
投資その他の資産	35,318	自 己 株 式	△69
繰 延 税 金 資 産	21,477	その他の包括利益累計額	△2,141
そ の 他	13,841	為替換算調整勘定	△2,141
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	1,230,703
資 産 合 計	1,463,179	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,463,179

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,536,591
売上原価		782,672
売上総利益		753,918
販売費及び一般管理費		503,817
営業利益		250,101
営業外収益		73
受取利息	66	
その他の	7	
営業外費用		
支払利息	141	249
為替差損	108	
経常利益		249,925
特別損失		
固定資産除却損	241	241
税金等調整前当期純利益		249,684
法人税、住民税及び事業税	91,994	
法人税等調整額	△13,293	78,701
当期純利益		170,982
親会社株主に帰属する当期純利益		170,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首高	290,804	283,306	470,541	△69	1,044,583
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	8,640	8,640			17,280
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			170,982		170,982
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	8,640	8,640	170,982	－	188,262
当連結会計年度期末残高	299,444	291,946	641,523	△69	1,232,845

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 額	
当連結会計年度期首高	△1,773	△1,773	1,042,809
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			17,280
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			170,982
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△367	△367	△367
当連結会計年度変動額合計	△367	△367	187,894
当連結会計年度期末残高	△2,141	△2,141	1,230,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,183,623	流 動 負 債	228,525
現 金 及 び 預 金	977,185	買 掛 金	24,259
売 掛 金	146,640	一年以内返済予定長期借入金	4,130
商 品	3,994	未 払 金	58,855
仕 掛 品	28,801	未 払 費 用	47,912
前 払 費 用	14,471	未 払 法 人 税 等	58,509
そ の 他	13,218	前 受 金	2,293
貸 倒 引 当 金	△689	預 り 金	2,061
固 定 資 産	287,243	そ の 他	30,504
有 形 固 定 資 産	20,904		
建 物	12,032		
工具、器具及び備品	8,872		
無 形 固 定 資 産	210,214	負 債 合 計	228,525
ソ フ ト ウ ェ ア	200,537	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	9,635	株 主 資 本	1,242,341
そ の 他	41	資 本 金	299,444
投資その他の資産	56,124	資 本 剰 余 金	291,946
出 資 金	100	資 本 準 備 金	291,946
関係会社出資金	14,150	利 益 剰 余 金	651,019
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	651,019
長期前払費用	282	特別償却準備金	1,402
繰延税金資産	28,528	繰越利益剰余金	649,616
そ の 他	13,062	自 己 株 式	△69
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	1,242,341
資 産 合 計	1,470,867	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,470,867

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,523,049
売 上 原 価		776,298
売 上 総 利 益		746,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		492,427
営 業 利 益		254,323
営 業 外 収 益		28
受 取 利 息	20	
消 費 税 差 額	4	
そ の 他	2	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	141	219
為 替 差 損	78	
経 常 利 益		254,131
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	241	241
税 引 前 当 期 純 利 益		253,890
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	91,994	
法 人 税 等 調 整 額	△13,293	78,701
当 期 純 利 益		175,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
			特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	290,804	283,306	2,362	473,468	475,830	△69	1,049,872	1,049,872
当 期 変 動 額								
新株の発行	8,640	8,640					17,280	17,280
当期純利益				175,188	175,188		175,188	175,188
特別償却準備金の取崩			△929	929	—		—	—
当 期 変 動 額 合 計	8,640	8,640	△929	176,148	175,188	—	192,468	192,468
当 期 末 残 高	299,444	291,946	1,402	649,616	651,019	△69	1,242,341	1,242,341

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年8月11日

ロジザード株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 尾 慎 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロジザード株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロジザード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年8月11日

ロジザード株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 尾 慎 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロジザード株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的かつ着実に改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月13日

ロジガード株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 滝 澤 玲 ㊞

監 査 役（社外監査役） 原 田 宏 紀 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 嶋 清 昭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
かめ だ なお よし 亀 田 尚 克 (1974年6月2日生)	1997年4月	蝶理株式会社 入社	30,000株
	2001年5月	株式会社CRC総合研究所（現伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）入社	
	2006年3月	当社入社	
	2010年7月	当社営業部長	
	2017年7月	当社執行役員営業部長（現任）	

（注）取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階



【最寄駅】

交通 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 1a出口より直結
地下鉄日比谷線人形町駅 A1出口より徒歩約6分
都営地下鉄浅草線人形町駅 A3出口より徒歩約8分